

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に係る令和7年3月1日から令和8年3月31日までの保険料減免・一部負担金免除の取扱いについて

避難指示区域等	該当市町村	所得区分（※） 令和5年中 ⇒ 令和6年中	保険料減免 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)	一部負担金免除 (令和7年3月1日～令和8年3月31日)
帰還困難区域	南相馬市の一部、富岡町の一部、 大熊町の一部、双葉町の一部、 浪江町の一部、飯館村の一部	所得要件なし	令和8年3月31日までに 納期限等が到来するものの全額	～令和8年2月28日
平成26年までに解除された旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域及び旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）	田村市の一部、南相馬市の一部、 伊達市の一部、広野町、 楡葉町の一部、川内村の一部	上位所得層以外 —	対象外	～令和7年3月31日
		上位所得層（※） —	対象外	対象外
平成27年に解除された旧避難指示解除準備区域	楡葉町の一部	上位所得層以外 上位所得層以外	対象外	～令和8年3月31日
		上位所得層以外 上位所得層	対象外	～令和7年7月31日
		上位所得層 上位所得層以外	対象外	令和7年8月1日 ～令和8年3月31日
平成28年に解除された旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域	南相馬市の一部、川内村の一部、 葛尾村の一部	上位所得層以外 上位所得層以外	保険料額の10分の5	～令和8年2月28日
		上位所得層以外 上位所得層	対象外	～令和7年7月31日
		上位所得層 上位所得層以外	保険料額の10分の5	令和7年8月1日 ～令和8年2月28日
平成29年から令和5年までの間に解除された旧避難指示解除準備区域、旧居住制限区域、旧帰還困難区域及び旧特定復興再生拠点区域	川俣町の一部、富岡町の一部、 大熊町の一部、双葉町の一部、 浪江町の一部、葛尾村の一部、 飯館村の一部	上位所得層以外 上位所得層以外	令和8年3月31日までに 納期限等が到来するものの全額	～令和8年2月28日
		上位所得層以外 上位所得層	対象外	～令和7年7月31日
		上位所得層 上位所得層以外	令和8年3月31日までに 納期限等が到来するものの全額	令和7年8月1日 ～令和8年2月28日

※ 所得区分について

保険料…令和7年4月～令和8年3月は令和6年中の所得をもとに判定する。

一部負担金…令和6年8月～令和7年7月は令和5年中の所得を、令和7年8月～令和8年7月は令和6年中の所得をもとに判定する。

※ 上位所得層とは、世帯に属する全ての後期高齢医療の被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を合算した額が年間600万円を超える世帯。